

極東國際軍事裁判所

アメリカ合衆國 其他

對

荒木 貞夫 其他

宣誓書

氏名 アルフレッド・エフ・クレツチマー

住所 日本熱海觀光ホテル

日本陸軍將校ニ對スル獨逸勳章ニ關シテ。

私ハ一九四〇年十二月四日ヨリ一九四五五年五月八日在東京トイツ大

使館附武官デアリマシタ。

トイツ外務省ハ私ガ日本陸軍將校ニ對シ、トイツ勳章ヲ授與スルコトヲ

ドイツ大使ヲ通シテ要請シマシタノヲ、正當ニ許可イタシマシタ。ドイツ外務省ハカ、ル命令ヲ出スノニ誠ニ消極的デシタ。ソノ不承不承ナ態度ハ次ノ二ツノ理由カラ來タモノデシタ。

一、ドイツ外務省ハドイツ鷲勳章ノ價值ヲ上ゲルタメニ、外國人ニ與ヘルトイツ勳章ノ數ヲ出來ル限り制限スルコトヲ望ンデ居リマシタ。鷲勳章ハ外交禮儀上ノ慣例ニ依リ、外國人ニ授與サレルコトニ決マツテキタ唯一ノモノダカラデス。

二、ドイツ外務省ハ日本側ヨリノ充分ナ互恵主義ヲモタラサウト望ンデヰタ。ドイツ側要求ハ日本外務省ニ拒絕サレマシタ。日本外務省ハ常ニ日本ノ旭日章、瑞寶章ガ外國人ト同様ニ日本人ニモ佩用サレルニモ拘ラズ、獨逸ノ各級ノ鷲勳章ガ外國人ノミニ授與サレテイルトイフ事實ヲ指摘シテキタノデシタ。

ドイツ大使モ私モ、ドイツ外務省ニヨツテソンナニ嚴密ニ要求サレテ平ル日獨ノ勳章ノ數ニ互惠ヲ保ツテユクコトガ、本質的に重要ダトハ思ヒマセンデシタ。私ハ私ト一諸ニ勧ク立場ニアツタ日本將校達ヲメ

グル好意的ナ零團氣ヲ生ミ出シ維持スルコトニヨリ深イ關心ヲモツテ
キマシタ。ソノ所望シタ零團氣トイフモノハ、時折ノ勳章授與ニ依リ
高メラレマシタ。

時々日本ノ陸軍省ヤ參謀本部ヘ私ニドノ將校ニドイツノ勳章ヲ授與シ
テ欲シイト希望シタコトガアリマシタ。大抵ノ場合、サウシタ暗示ハ
私自身ノ意圖スル所ト符合シマシタ。通常カウシテ獨勳章ヲ授與スベ
ク私ノ所ニ指名サレタ日本人將校等ハ、自分達デハソレニ關シ何モ知
ラズ、授與サレタ時ハ屢々驚イタモノデシタ。私ハコレラノ日獨相互
ノ勳章授受ヲ、報酬トモ收賄トモ見做シマセんデシタ。唯大シタ意味
ノナイ外交禮儀上ノ行爲ダト見做シテキマシタ。

前述ノ如キドイツ外務省ノ反對ニ打勝ツタメニ、日本人將校ニドイツ
勳章ヲ授クル爲メニハ幾分誇張シタ言葉デ、議論ヲ致スコトヲ必要ト
思ヒマシタ。日、獨、勳章ノ中ドノ級ガ一第二級、第三級、十字章、
六十字章一推薦サレルカハ、勳位ノ規則ニ依ルモノデアリ先づ第一ニ
授與サレル將校ノ階級ニ依ルモノデ、個人ノ功績ノ大小ニヨルノデハ

アリマセンドシタ。コノ事實ハ、ドイツ或ハ日本ノ陸軍中佐ヲ敍勳スルコトガ出來ナイトイフ矛盾ヲ來シマシタ。何故ナラバ、ドイツ或ハ日本外務省ハ彼等ヲ大佐トスルカ少佐トスルカニ意見一致スルコトガ出来ナカツタカラデス。

千九百四十二年五月十七日ノドイツ大使館ノ電報ニ關シテソノ電報ノ成文ハ私ガ致シタノデハアリマセン。私ハ杉山大將、木村中將、武藤中將、佐藤少將、ソノ他コノ電報ニ書カレテナイ將校達ニ授與サレルベキ勳位ノ提案ヲオットー大使ニ手渡シマシタ。

私ハ此等將校ヲ、ドイツ陸軍ノタメニ彼等ノナシタ特殊ナ業績ノタメヨリモムシロ、日本陸軍ニ於ケル彼等ノ地位ニヨツテ推薦シタノデアリマシタ。之等ニ相應スル地位ニアル他ノ將校達例ヘバ當時ノ參謀本部情報部部長岡本少將等ハ、彼等ハ既ニドイツ勳章ヲ受ケテキタカラ私ニ依ツテ推薦ハ爲サレナカツタノデアリマス。

笠原中將ノ爲勳章ヲ要求シタト云フコトハ記憶シマセん。私ガ大使ニ手渡シタ右四將校ノタメノ提案ノ用語ハ記憶シマセング、ソノ電報ノ

三節乃至六節ニ於テ、大使ニヨリ使用サレタ用語ニ近イモノデアツタニ達ヒアリマセン。ドイツ外務省ノ不承不承ノ態度ヲ征候スルニハソノ體表現スルコトガ更ニ正確デアリ且事實ニ適應スル様ナ場合ニモ最上級ノ言葉ヲ使フ必要ガアルト思ヒマシタ。

ソシテ大使ハ彼ノ附加シタ説明ニ最上級ノ言葉ヲ加ヘマシタ。

エイ、エフ、クレツテーマー

宣

誓

書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事モ默秘セズ何事モ附加セザルコトヲ誓フ

エー、エフ、クレツチマー

（署名）

右ハ一九四七年四月二十四日、日本、東京ニ於テ私ノ面前ニ於テ署名シ
宣誓シタルコトヲ證ス

陸軍歩兵中尉

法律局辯護部管理將校

バーナード、エー、ハーガドン